

平成25年（申立）第11号審査事件

上 申 書

平成25年（2013年）11月5日

東京第5検察審査会御中

申立人代理人

弁護士 河合 弘之

弁護士 保田 行雄

弁護士 海渡 雄一

第1 上申の趣旨

申立人らは、本上申書において、10月16日付平成25年（申立）第11号審査事件（以下「本件事件」といいます）につき、検察審査会のみなさまに市民感覚を基礎とした公平な審理をしていただくよう、改めてお願いします。

検察審査会法1条に、「公訴権の実行に関し民意を反映させてその適正を図るため」とあるように、検察審査会の意義は市民感覚を起訴・不起訴の判断を持ち込むところにあります。しかし、この趣旨が脅かされている状況にあるのではないかと申立人らは危惧し、あらためて上申する次第です。

第2 日経新聞記事

10月22日から検察審査会についての連載記事「市民の起訴
検証・検察審査会」が日経新聞に掲載されました。冒頭の10月2
2日付「未完成の新『権力』」（上）（甲1）においては、本件事
件も取り上げられています。貴検察審査会がどのような判断をする
のか、世間は大きく注目していると言ってよいでしょう。

そして、10月23日付「どう議論 見えぬ実態 プロが誘導？疑
念や憶測も」（中）（甲2）では、審査員を務めた男性の話を引用
しています。

以下、引用します。

「結局、プロに議論が誘導されたのではないか」。数年前、審査委
員を務めた関東地方の60代の男性は交通事故を扱ったある日の審査
を思い返す。

審査員11人が証拠資料を読み込んで「起訴すべきだ」との思いを
共有したところで、不起訴の説明を求めて検察官を呼んだ。「これは
法理上、起訴できません。なぜなら・・・・・・・・」。法律用語を交え、
立て板に水のように検察官が語り終わると場の空気は一変。議決は「不
起訴相当」となった。

このような状況が今なお継続しているのであれば、検察審査会の存
在意義が危ぶまれていると言わざるを得ません。なぜなら、起訴すべ
きの判断をしたにもかかわらず、不起訴をした検察官の説明に引きず
られた判断が結論となってしまうのであれば、当該不起訴を市民の感
覚から妥当かどうかの審理をした意味は失われ、検察審査会で審理す
る必要性はなくなってしまうからです。

つづく、10月24日付「『再発防止』思いを反映」(下)(甲3)では、検察審査会が裁判で事実関係を明らかにし再発防止を望むことに重点を置くと書いた兵庫県明石市歩道橋事故の議決書の一文を引用しています。これは、私たち申立人の思いと同じです。私たちも申立てにおいて、「被告訴人らに対する起訴には、彼らの刑事責任を明らかにするだけでなく、事案の真相解明という重要な目的があります。／福島第一原発事故の原因はいまだ明らかになっていません。司法手続きの中で、証拠調等によって本件事故の原因を解明し、事案の真相を明らかにしなければなりません。」と述べています(申立書49頁)。

たしかに、検察官は専門家であります。しかし、法理論や従来判例等に縛られ、一般常識と離れた判断をすることもあります。民意の導入によって、これを正そうというのが検察審査会の意義です。また、同じ事件あっても、地裁と高裁で判断が分かれることがあるように、必ずしも専門家の判断が絶対に正しいということはないのです。

第3 さいごに

申立人らが貴検察審査会に申し立てたのは、本件不起訴処分が不当であり、貴会において、市民の感覚を持って、起訴すべきという判断を仰ぎたいと考えたからです。

本件事件は日本中が注目しています。

貴会におかれては、上記報道のような疑念を打ち破るべく、自信を持って、市民感覚を基礎とした公正な審理をしていただきますよう、お願いいたします。

以上